

会員各位

鹿行発 第29号

平成26年5月12日

鹿児島県行政書士会

会長 鎌田 敬

総会第四号議案「政治連盟の設立」について



平成26年5月27日開催予定の本会定時総会に於いて、「政治連盟の設立」を第四号議案として上程しております。本件につきまして、事務局に会員の方からお問い合わせを頂いております。本会定時総会は会則の定めにより代議員総会となっておりますが、「政治連盟の設立」は会員の皆様に事前にお知らせすべき議案と思料致しますので、定時総会議案書の該当箇所を以下に記載しますのでご参照下さい。

[記]

### 政治連盟の設立について

従来鹿児島県行政書士会と連携をしていた、鹿児島県行政書士政治連盟は平成20年4月1日より政治資金規正法第17条愛2項の規定の該当団体になったため、解散を余儀なくされた団体となった。

行政書士法の改正のために政治連盟が必要であるため、以下の趣旨で新たに政治連盟を設立し、鹿児島県行政書士会と連携をして以下の活動を行いたい。

名称 (仮称) 日本行政書士政治連盟鹿児島会

#### 趣旨

本政治連盟は、鹿児島県行政書士会と連携をして、行政書士の社会的経済委地位の向上、政治意識の高揚、行政の円滑なる推進に寄与すると共に、国民の福祉に貢献する為の政治活動を行うことを目的とする。

#### 目的

- 1, 行政書士制度の充実発展を図るための政治活動
- 2, 行政の円滑な推進を図るための政治活動
- 3, 広報活動及び機関誌の発行
- 4, 関連団体との連絡協調
- 5, その他目的の達成に必要な事項

#### 構成員

本政治連盟は、鹿児島県行政書士会に入会している個人会員、法人会員をもって組織する。

本来政治連盟への加入は任意であり、本会の会員が強制的に入会されるものではない。上記の趣旨に賛同される方のご参加をお願いすると共に、本政治連盟を鹿児島県行政書士会と連携する政治連盟と認めて頂くことをご承認頂きたい。

発起人代表 鎌田 敬

以上

<使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません>

<戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません>

<作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています>

<鹿児島県暴力排除の条例を遵守します>